その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［3　略］

4　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を組合に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。

一　令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が当該いずれかに該当しないこととなつたとき。

二　令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

［三　略］

［5～7　略］

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の四の五　［略］

［2　略］

3　組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

［一～三　略］

四　令第二十三条の三第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる額、計算期間（申請者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該申請者が当該組合の組合員（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十三条の三第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十九条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額

［五・六　略］

［4・5　略］

（限度額適用の認定）

第百十条の五　令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当する旨

2　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

［3　略］

その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［3　同上］

4　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を組合に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。

一　令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当していた者が当該いずれかに該当しないこととなつたとき。

二　令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することとなつたとき。

［三　同上］

［5～7　同上］

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の四の五　［同上］

［2　同上］

3　組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

［一～三　同上］

四　令第二十三条の三第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる額、計算期間（申請者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該申請者が当該組合の組合員（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十九条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額

［五・六　同上］

［4・5　同上］

（限度額適用の認定）

第百十条の五　令第二十三条の三の五第一項第一号イからニまでのいずれか（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号に該当する旨

2　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

［3　同上］